

調布市次世代育成支援協議会について

1 設置の目的

調布市子ども条例第21条の規定により、子どもとその家庭への支援のあり方について広く市民等の意見を聴取し、その意見を次世代育成支援施策に反映させるよう努めるとともに、同施策を効果的に推進し、関係機関とのネットワークを構築するため、調布市次世代育成支援協議会を置いています。

2 所掌事務

- (1) 次世代育成支援施策を総合的かつ効果的に推進するための必要な事項に関すること。
- (2) このほか、市長が必要と認める事項に関すること。

3 組織

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験があるもの

4 委員の任期

委員の任期は2年です。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。ただし、再任を妨げるものではありません。

5 会長

協議会に会長を置き、委員が互選します。会長は、会議を代表し、会務を総理します。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理します。

6 協議会開催要件

協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。